

米子市立図書館条例の一部を改正する条例

改 正 前	改 正 後
<p>(開館日及び休館日)</p> <p><b>第4条</b> 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日においては、午前10時から午後5時まで)とする。ただし、教育委員会が必要であると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p><b>2 [省略]</b></p>	<p>(開館日及び休館日)</p> <p><b>第4条</b> 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、教育委員会が必要であると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p><b>2 [省略]</b></p>
<p>(使用許可)</p> <p><b>第5条</b> 図書館(別表に掲げる施設に限る。第13条において同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><b>2</b> 前項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><b>3</b> 教育委員会は、前項2項及び第7条の許可(以下「使用許可等」という。)をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。</p>	<p>(使用許可)</p> <p><b>第5条</b> 図書館(別表に掲げる施設に限る。第13条において同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><b>2</b> 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><b>3</b> 教育委員会は、第1項及び第2項(第17条第2項において準用する場合を含む。)、第7条並びに第17条第1項のただし書きの許可(以下「使用許可等」という。)をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。</p>
<p>(特別施設等の制限)</p> <p><b>第7条</b> 使用者又は図書館の施設等を利用する者(以下「利用者」という。)は、図書館の施設若しくは図書館の設備に変更を加え、又は図書館に備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(特別施設等の制限)</p> <p><b>第7条</b> 第5条第1項の許可を受けた者又は図書館の施設等を利用する者(以下「利用者」という。)は、図書館の施設若しくは図書館の設備に変更を加え、又は図書館に備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>(目的外使用等の禁止)</p> <p><b>第8条</b> 使用許可等を受けた者及び利用者は、使用許可等を受けた目的以外の目的に図書館の施設等を使用し、若しくは利用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。</p>	<p>(目的外使用等の禁止)</p> <p><b>第8条</b> 使用許可等を受けた者(以下「使用者」という。)及び利用者は、使用許可等を受けた目的以外の目的に図書館の施設等を使用し、若しくは利用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。</p>
<p>(使用許可等の取消し等)</p> <p><b>第9条</b> 使用許可等を受けた者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p><b>2 [省略]</b></p>	<p>(使用許可等の取消し等)</p> <p><b>第9条</b> 使用者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p><b>2 [省略]</b></p>
	<p>(行為の制限)</p> <p><b>第17条</b> 図書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 物品の販売その他営業行為</p> <p>(2) 寄附の募集</p> <p>(3) 宣伝</p> <p>(4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置</p> <p>(5) 前各号に掲げる行為に類する行為</p> <p>2 第5条第2項の規定は、前項ただし書の許可について準</p>

	用する。
(図書館協議会) 第17条 [省略]	(図書館協議会) 第18条 [省略]
(委任) 第18条 [省略]	(委任) 第19条 [省略]